

第 1 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 24 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1 番	渡邊 達郎	2 番	片桐 幸示	
	3 番	高橋 凌	4 番	井上 善博	
	5 番	池田 愛莉	6 番	大内 拓也	
	7 番	岡本 広志	8 番	笹島 敏彦	
	9 番	小野寺一晃	10番	角丸 章	
	11番	菊地 匡	12番	猿渡万里子	

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

選挙第 1 号	会長互選について
選挙第 2 号	会長職務代理者互選について
議案第 1 号	議席の決定について
報告第 1 号	農業者年金に関する申請について
報告第 2 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地流動化推進員の委嘱について
議案第 4 号	砂川市農業経営基盤強化促進基本構想の見直し（案）に係る意見について
議案第 5 号	令和 8 年度玉葱作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	奥山 雅喜
事務局次長	谷地 雄樹
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	久保 遥河

7. 会議の概要

事務局長 皆様、大変お疲れ様です。砂川市農業委員会事務局長の奥山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、只今より「第1回 砂川市農業委員会 定例総会」を開会いたします。開会にあたり、飯澤市長よりご挨拶をいただきます。

飯澤市長

<挨拶>

事務局長

ありがとうございます。ここで、議事に入る前に、農業委員の皆様、事務局職員、初めての一堂に会しての顔合わせでございますので、自己紹介を皆様をお願いしたいと思います。では、事務局職員から紹介させていただきます。

<事務局職員の自己紹介・挨拶>

続いて、農業委員の皆様をお願いしたいと思います。

<農業委員の自己紹介・挨拶>

皆様、ありがとうございます。

それでは、議事次第の3、議長選出に入ります。議長に関しては、砂川市農業委員会規則、第4条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますが、任命後、初めての総会は、会長が決まるまで、慣例によりまして、本定例総会の招集者である飯澤市長に議長を務めていただきたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

市長

それでは私の方で議事を進行します。

議事次第の4、議事録署名人の指名を行います。

砂川市農業委員会規則、第13条第2項の規定に基づき、会議のはじめに、議長が議事録署名人を2名指名することになっております。慣例により、年長の順で、角丸章委員、笹島敏彦委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。続いて、議事次第の5、議事に入ります。

選挙第1号「会長互選について」を議題といたします。総会議案の1ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律、及び、砂川市農業委員会規則の規定に基づき、会長の互選を行います。まずは互選の方法をお諮りいたします。

記載のとおり、無記名投票で行うか、または、指名推薦で行うことになりましたが、いかがでしょうか。ご発言ございませんか。

角丸委員

指名推薦を提案させていただきたいと思います。

市長

只今、角丸委員から、指名推薦との発言がございましたが、他にご発言ございませんか。

全員

なし。

市長

他にご発言なしと認め、指名推薦の方法で会長を互選することにご異議ございませんか。

全員

異議なし。

市長

それでは、砂川市農業委員会規則、第17条第2項の規定に基づき、指名推薦により会長の互選を行います。では、会長の推薦をお願いいたします。

角丸委員

関尾一史委員を推薦したいと思います。

市長

只今、関尾委員が会長に指名推薦されましたが、他に指名推薦はございませんか。

全員

なし。

市長

他に指名推薦がなければ、関尾委員を会長当選者と定めることにご異議ございませんか。

全員

なし。

市長

ご異議なしと認め、関尾委員が会長に決定いたしました。

それでは、ここで関尾新会長から就任のご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

関尾会長
市長

<挨拶>

関尾会長、ありがとうございました。

それでは、関尾会長に議長を交替し、以降の議事を進行していただきます。

関尾会長、どうぞこちらへご移動ください。

私はここで退席させていただきます。ご協力、ありがとうございました。

<市長退席>

<関尾会長議長席へ移動>

会長

議長を交替しました。議事を続行します。

選挙第2号「会長職務代理者互選について」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律、及び、砂川市農業委員会規則の規定に基づき、会長職務代理者の互選を行います。まずは互選の方法をお諮りいたします。どのような方法で行えば良いでしょうか。ご発言ございませんか。

角丸委員
会長

指名推薦を提案させていただきます。

只今、角丸委員から、指名推薦との発言がありましたが、他にご発言ありませんか。

全員
会長

なし。

他にご発言なしと認め、指名推薦の方法で会長職務代理者を互選することにご異議ございませんか。

全員
会長

異議なし。

それでは、指名推薦により会長職務代理者の互選を行うこととします。では、指名推薦をお願いいたします。

角丸委員
会長

渡邊達郎委員を推薦したいと思います。

只今、渡邊委員が会長職務代理者に指名推薦されましたが、他に指名推薦はございませんか。

全員
議長

なし。

他に指名推薦がなければ、渡邊委員を会長職務代理者の当選者と定めることにご異議ございませんか。

全員
会長

異議なし。

ご異議なしと認め、渡邊委員が会長職務代理者に決定いたしました。

それでは、ここで渡邊新会長職務代理者から就任のご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

渡邊代理
会長

<挨拶>

ありがとうございました。

それでは、続いて議案第1号「議席の決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局次長

それでは、議案第1号「議席の決定について」ご説明いたします。

議席の順番は、砂川市農業委員会規則、第7条において、「初めて招集された会議においてクジにより定める」こととされています。

そこで、クジを引く順番ですが、これまでの慣例に従いまして、まずクジを引く順番を決める「予備抽選」を行って、その後、予備抽選結果の順にクジを引く「本抽選」で議席を決定してはいかかがとご提案します。

また、会長と会長職務代理者の議席番号についてですが、慣例に従いまして、会長職務代理者が1番、会長が末尾の13番に定めたいと存じますが、この点についてもご審議をお願いいたします。

会長

只今、議席を決定するクジを引く順番と、会長代理は1番、会長は13番に

定めるとの説明がありましたが、ご異議ございませんか。

全員
会長

異議なし。

それでは、ご異議なしと認め、説明のあったとおり決定いたします。では、抽選を始めてください。

事務局次長

それでは、まず初めに予備抽選を行います。予備抽選は、6月定例市議会に議案として提出された委員の順序、これは、本年2月から3月にかけて、農業委員の候補者推薦書を受け付けた順番ですが、この順番で行っていきたいと思います。皆様の前にクジをお持ちしますので、クジ棒1本を引いてください。

＜各委員が予備抽選としてクジを引き、事務局が番号を読み上げる＞

事務局次長

それでは、続いて、本抽選を行います。只今の予備抽選結果の順番でクジを引いていただきます。なお、1番と13番のクジは除くこととします。よろしく願いいたします。

＜各委員が予備抽選の結果の順番で本抽選のクジを引き、事務局が番号を読み上げる＞

事務局次長

それでは、本抽選が終わりましたので、改めて抽選結果を発表いたします。

2番、片桐 幸示 委員

3番、高橋 凌 委員

4番、井上 善博 委員

5番、池田 愛莉 委員

6番、大内 拓也 委員

7番、岡本 広志 委員

8番、笹島 敏彦 委員

9番、小野寺一晃 委員

10番、角丸 章 委員

11番、菊地 匡 委員

12番、猿渡万里子 委員

以上でございますが、先ほど確認されましたとおり、1番は、渡邊達郎会長職務代理者、13番は、関尾一史会長となりますので申し添えます。

会長

只今報告ありましたとおり、議席番号を決定いたします。

これ以降は、議席番号順に着席していただきますので、席替えを行うため、休憩をとります。事務局が委員名の入ったプレートを議席番号順に並べ替えますので、休憩後はプレートのとおりご着席をお願いいたします。

＜休憩＞

会長

皆様お疲れ様です。席替えが終了したようですので、これより会議を再開いたします。

報告第1号に入る前に、事務局より申し出がありますので、説明をお願いいたします。

事務局次長

毎年、7月の定例総会では、議事に入る前に出席者全員で「砂川市農業委員会憲章」を唱和しています。本日も、ここで憲章の唱和を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。議案の最後のページに「砂川市農業委員会憲章」を掲載していますので、ご覧ください。

では、慣例によりまして、まず関尾会長が前文を読み上げた後、渡邊代理が本文を一文ずつ読み上げ、続いて委員の皆様も一文ずつ読み上げることにしたいと思います。

皆様、恐縮ですが、ご起立をお願いいたします。

＜全員起立＞

事務局次長

では、会長、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、「砂川市農業委員会憲章」の唱和を行います。
＜全員で「砂川市農業委員会憲章」を唱和＞

事務局次長 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。
＜全員着席＞

議長 それでは、これ以降は、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。
それでは、報告に入ります。

事務局 報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。
では、報告第1号をご説明いたします。議案の4ページをお開き願います。
案件は2件です。

1件目、農業者年金死亡関係届出書についてです。[]に
[]さんが[]ことに伴い、[]
さんより届出がありました。

2件目、農業者老齢年金裁定請求についてです。[]に
[]さんより裁定請求がありました。

これら2件とも、既に専決処分としましたことをご報告いたします。
以上です。

議長 ただいま、報告第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
全員 なし。
議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
全員 異議なし。
議長 それでは本件を承認いたします。

事務局 続きまして、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より報告願います。
では、報告第2号をご説明します。議案の5ページと別紙1をご覧ください。
農地所有適格法人の要件確認についてですが、内容をご説明する前に、この要件確認の概要についてご説明いたします。

まず、株式会社などの法人が農業に参入し、農地を所有するためには、農地法に定める一定の要件を満たす必要があります。この要件を満たした法人を「農地所有適格法人」と言います。農地所有適格法人は、農地法に基づいて、毎年、農業委員会へ事業の状況などを報告しなければならないこととされており、農業委員会は、その報告内容に基づいて、農地所有適格法人としての要件を満たしているかを確認することとなっております。今回の報告第2号は、その要件確認についてご報告するものです。

なお、以前は「農業生産法人」という名称が用いられておりましたが、平成28年の農地法改正により、「農地所有適格法人」に改められ、現在は法令上、「農業生産法人」という用語は使用されていません。

それでは、今回報告のありました、[]が代表取締役を務める[]
[]について、要件を確認いたしますので、別紙1の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧ください。この様式は、農水省の省令で定められた様式です。

上から順に見ますと、経営面積は田が14.3ha、畑が0.1ha、次に法人形態に関する記載がございますが、農地法では、農地所有適格法人となることができる法人は、株式会社や有限会社、合同会社などに限られており、[]
[]であり、要件を満たしているため、適否は「適」となります。

次に事業の種類及び売上高についてです。ここでは、売上高の過半が農業によるものであるかを確認します。

なお、農業による売上高には、農産物の製造や加工・貯蔵・集荷・販売など、

関連事業も含まれます。[]は、記載のとおり売上高の全額が農業によるものであるため、この要件の適否も「適」になります。

次に構成員数についてですが、裏面にわたり記載されています。ここでは、農業関係者が議決権の過半を有しているかを確認します。これは農業関係者が議決権の過半を有することで、株主総会などにおいて、農業者の意思を適切に反映できるようにするための要件になります。[]は、議決権を持つ構成員1人が農業の常時従事者であるため、この要件を満たしています。最後に理事等の総数の記載がありますが、こちらも、役員の過半が農業の常時従事者であることなどの要件を確認するもので、[]は役員1人が常時従事していますのでこの要件についても問題ありません。以上のとおり、[]は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。以上、ご報告いたします。

ただいまの報告についてご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議しますが、本件は[]となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができないと定められているため、審議終了まで退席することにします。

審議の進行役は、渡邊会長職務代理者をお願いしたいと思います。では、私は退席しますので、渡邊代理はこちらに着席して、進行をお願いします。

<関尾会長退席>

<渡邊会長職務代理会長席へ着席>

それでは、議案第2号は、会長の代理で、私が議事を進行させていただきます。では、事務局より説明をお願いいたします。

では、議案第2号についてご説明いたします。議案の6ページをお開き願います。農地法第5条については、農地の権利移動を伴う転用です。つまり、他人に農地を売ったり貸したりして、その相手が住宅を建てるなど、農地以外の目的で利用する場合に必要な許可です。最終的な判断は北海道が行いますので、本総会では北海道へ許可相当として意見を付してよいかについて、ご審議いただくものです。

それでは申請内容についてご説明いたします。1番、土地所有者・貸主は、[]さん、転用計画者・借主は、[]さんの申請です。土地の表示は、北吉野町346番3、地目は公募・現況とも畑、面積257㎡の1筆です。転用目的は、一般住宅1棟の建築です。

農地の区分は、第1種農地で都市計画区域外、農用地区域外であり、図面は13ページ、第1号図に示しております。法律関係は使用貸借であり、無償での貸し借りを行うものです。転用計画の内容ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は事業費2,800万円に対し、金融機関及び親族からの借入金により全額を賄う計画となっています。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙2にまとめておりますのでご覧いただきたいと思います。

まず、1ページ(1)農地区分の判断についてですが、申請地は、おおむね

議長
全員
議長
全員
議長

職務代理
事務局

10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、良好な営農条件を備えている「第1種農地」に該当します。そのため、原則として転用を許可することはできません。しかしながら、不許可の例外として、自己が居住するための住宅であり、集落に接続して設置されるものであること、かつ当該地を選定する合理的な理由がある場合には、例外的に転用を許可できるとされております。別紙2の2ページをお開き願います。

本件につきましては、(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由に記載のとおり、申請者は現在、[]が、既に[]から一部の農地について所有権の移転を受け、自ら営農に従事しており、[]とともに農業経営を行っている。申請地は、[]及び[]が耕作している農地に近接し、これらの農地と一体的に利用されている土地であることから日常の営農管理の利便性を考慮すると、当該地に自己の住宅を建築する必要がある。以上のことから、申請地以外に代替すべき適地はないものと判断しております。

このことから、別紙2の4ページをご覧ください。下段の、「5. 総合判断」に記載のとおり、「申請地は、第1種農地であるが、自ら居住するための住宅を建築するためのものであり、他に代替地がないことや一般基準においても特段問題がないことなどから、転用の許可はやむを得ないものと認められる。」と判断しております。以上、ご審議をお願いいたします。

職務代理

ただいま、議案第2号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

職務代理

質問・意見がないようですので、許可相当としてよろしいですか。

全員

異議なし。

職務代理

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

では、ここで関尾会長に戻って議事を進行していただきます。皆さん、ご協力ありがとうございました。

<渡邊代理、自席に戻る>

<関尾会長、会長席に戻る>

議長

それでは、再度、私が議事を進行いたします。

では、議案第3号「農地流動化推進員の委嘱について」事務局より提案願います。

事務局

それでは、議案第3号をご説明します。議案の7ページをお開き願います。

まず、提案・協議の理由についてですが、このページの下段、「協議理由」をご覧ください。

砂川市には、「砂川市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」があり、この規則に基づいて、市は「砂川市農地銀行規程」に関する事務を農業委員会に対して委任しています。この「砂川市農地銀行規程」に基づきまして、農地銀行活動事業を推進するため、地域の農地事情に精通した者に農地流動化推進員を委嘱することについて、市が農業委員会へ審議を求めるものです。

規則的にはこのような説明になりますが、具体的には、「記」の下に記載のとおり、砂川市農地流動化推進員として農業委員の皆様を委嘱するとともに、各推進員の担当地区については、別紙3に記載のとおりとさせていただきたいという提案でございます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、議案第3号の説明がありました。ご質問・ご意見ございませんか。

全員
 議長 なし。
 質問・意見がないようですので、本件について異議なしと認めてよろしいですか。

全員
 議長 異議なし。
 それでは、異議なしと認め、本件を承認いたします。

事務局 本件に関連して、事務局より追加説明がありますので、お願いします。
 ただいまの議案が承認されましたので、委員の皆様には、農地流動化推進員を委嘱させていただくこととなりますが、「砂川市農地銀行規程」では、委員の皆様が農地銀行の理事に就くこととなっております。

 そして、理事会は年1回、7月に開催しておりますので、本日、この定例総会後に開催させていただくことをご提案いたします。

 なお、委員皆様にお渡しする農地流動化推進員の「委嘱書」についてですが、農地銀行理事会の議案と併せて、後ほど、配布させていただきますのでご理解をお願いいたします。以上です。

議長
 全員 ただいまの説明に関して、ご質問・ご意見はございませんか。
 議長 なし。
 全員 質問・意見がないようですので、説明のあったとおり進めてよろしいですか。
 議長 異議なし。
 それでは、異議なしと認め、この総会の後に、農地銀行理事会を開催することといたします。

 続きまして、議案第4号「砂川市農業経営基盤強化促進基本構想の見直し（案）に係る意見について」事務局より提案願います。

事務局次長 <別紙4に沿って説明>
 議長 ただいま、議案第4号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
 全員 なし。
 議長 質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。
 全員 異議なし。
 議長 それでは、砂川市に対して「意見なし」と回答いたします。

 続きまして、議案第5号「令和8年度玉葱作況調査について」事務局より提案願います。

事務局 それでは議案第5号をご説明します。議案の9ページと別紙5をご覧ください。今年度の「玉葱作況調査」についてご説明いたします。
 まず1番、調査期日ですが、例年どおり、次回の定例総会日の8月21日、金曜日に実施することを基本としたいと思います。ただし、玉葱の成熟具合によっては、日程を変更する場合もあることとしたいと思います。

 次に2番の調査対象農家等について、別紙5をご覧ください。こちらは玉葱作況調査圃場一覧表になります。一番左が昨年度に調査を行った5件の農業者の方々、その右側が今年度の調査対象となりますが、今年度も5件とし、調査対象農家の方の「氏名」を空欄としております。

 こちらの空欄部分については、ご指名するようで恐縮ですが、担当地区の委員の皆さんに選定をお願いいたしたく、北光袋地地区の2か所は大内委員、富平の2か所は小野寺委員、西豊沼地区の1か所は井上委員に対象となる圃場の農業者にご依頼いただき、7月31日、金曜日までに、事務局までご連絡いただきたいと思います。もちろん昨年度と同じ方、同じ圃場を選定いただいて差し支えございません。よろしくお願いいたします。

 議案に戻りまして、3番、開始時間は8月21日に実施する場合は、定例総会終了後にバスを用意しますので、概ね2時から2時半頃に始めたいと思います

す。4番の班編成は、再度、別紙5の下段に記載のとおり、大きく2班に分けて、第1班は議席番号1番から6番、2班は7番から13番の委員としたいと考えております。

なお、雨天の場合ですが、事前に雨予報と把握している場合には、日程変更について検討したいと思いますが、バスの予約等の都合もございますので、例えば前日に対応可能な委員の皆様で分担して実施するなど、できる限り実測できるように柔軟に対応したいと思います。

最後に、別紙5の裏面には、これまでの調査結果を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上、議案第5号の説明といたします。よろしく申し上げます。

議長

ただいま、議案第5号の説明がありました。ご質問・ご意見はございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは、異議なしと認め、提案のとおり実施することを決定します。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆さんから何かございませんか。

全員

なし。

議長

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

事務局

1. 定例総会の議事録署名委員（事務局）

＜経緯＞・定例総会ごとに、会長を除き議席番号順に2名を指名してきました。

2. 各種検討事項が発生した場合の検討方法（事務局）

＜経緯＞・検討委員会を設置して対応してきた。

・検討委員会の委員は次のとおりとしてきた。

1年目 … 会長、職務代理者、議席番号2～5番の委員

2年目 … 会長、職務代理者、議席番号6～9番の委員

3年目 … 会長、職務代理者、議席番号10～12番の委員

3. 議会関連等報告（事務局長）

・なし

4. 農政課報告（事務局次長）

・大区画化等加速化支援事業（別紙6）

5. 令和8年度中空知農業委員会協議会臨時総会（事務局）

・日 時 … 令和8年8月4日（火）16：00～

・場 所 … 滝川市役所（滝川市）

・出席者 … 会長、奥山事務局長

6. 令和8年度空知農業委員会連合会臨時総会（事務局）

・日 時 … 令和8年8月10日（月）16：00～

・場 所 … ラ・カンパーニュホテル深川（深川市）

- ・出席者 会長、奥山事務局長
7. 北海道新規就農フェア（事務局）
 - ・日 時 令和8年7月25日（土）
 - ・場 所 北海道庁赤れんが庁舎（札幌市）
 - ・出席者 農政課職員、事務局職員
 8. 北海道農業会議会員の就任（事務局）
 - ・北海道農業会議会員＝会長
 9. 市長に対しての意見の申出に係る検討委員会の開催（事務局）
 - ・検討委員会 10月定例総会以前に開催
 - ・検討委員 会長、職務代理人、議席番号2～5の委員
 - ・提出時期 11月上旬
 10. 農業委員会だよりの配布（事務局）
 - ・発行時期 8月中旬発刊
 - ・配布方法 委員各位による配布
 - ・配 布 先 担当地区の農業者に配布します。基本的に再任は前回と同じ、新任委員は前任者の配布先を引継ぐこととしますが、一部調整します。
 11. 農業委員会手引書等の配布（事務局）
 - ・農業委員会手引書等を配布しますので、ご活用ください。
 12. 記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動は漏れなく「農業委員会活動記録簿」に記入し、毎月の定例総会時に、事務局へ当月分を提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)
 13. 第1階砂川市農地銀行理事会（事務局）
 - ・本定例総会後に開催します。
 14. 令和8年度砂川市農業委員協議会第1回総会（事務局）
 - ・第1回砂川市農地銀行理事会終了後に開催します。

議長 只今、その他事項の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
 全員 なし。
 議長 それでは、全体をとおして何かございませんか。
 はい、井上委員。

井上委員 「大区画化等加速化支援事業」を今回の案内で申請して、やれるかどうかという返事というのは分かるのでしょうか。

事務局次長 今回の案内は要望調査ということで、まだ、採択される前段階で、令和9年度の予算を決めるのに、8年度、どのくらい、皆さんの需要があるのかを調べる調査です。ですので、今回の調査ではなく、後日、多分、何時何時までにこういうことが必要ですとか、採択の時期が何時何時になるとかは、別途案内

が来ると思いますので、それはその時にまたご案内させていただく感じになると思います。

議長
井上委員
議長
全員
議長

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

他に何かご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

特にないようですので、これを持ちまして、本日の定例総会は全ての議事が終了しました。

次回の定例総会は、8月21日、金曜日ですが、当日、玉葱の作況調査を実施できることになれば、定例総会を30分早めて、午後1時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

全員
議長

異議なし。

それでは、特にないようですので、次回の定例総会は、8月21日、金曜日、午後1時を予定します。よろしくお願いいたします。

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員